

令和4年4月 坂井市農業委員会 定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年4月25日(月) 午後2時30分

2. 開催場所 多目的研修集会施設 3階大ホール

3. 出席委員 12名(番号は議席番号)

1番 (欠席)	2番 (欠席)	3番 清兼 義靖
4番 田中 勇樹	5番 南出 直美	6番 (欠席)
7番 牧野 典代	8番 伊藤 美津雄	9番 坪田 信次
10番 (欠席)	11番 中垣内 勇夫	12番 (欠席)
13番 田中 正信	14番 (欠席)	15番 坪川 敏光
16番 寺嶋 太寿男	17番 大嶋 謙一	18番 (欠席)
19番 森 勝義(会長)		

4. 欠席委員 7名

1番 大川 勝利	2番 末廣 秀夫	6番 林 亮介
10番 大嶋 裕一	12番 木村 強	14番 本田 雄揮
18番 三寺 總左エ門		

5. 出席者

(農業委員会事務局)

局長 池本 成輝

次長 小林 一裕

書記 村本 竜也

書記 安久 佐由美

(農業振興課)

主事 小林 勇成

6. 提出議案

議案第1号	農地の公売参加に係る買受適格証明願の意見審議について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請の意見審議について
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について
議案第5号	現況証明願について
議案第6号	非農地証明について
議案第7号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願の意見審議について
議案第8号	農用地利用集積計画の決定について

7. 議事録署名人

3番 清兼 義靖委員

4番 田中 勇樹委員

事務局長	<p>令和4年4月坂井市農業委員会総会を開会させていただきます。</p> <p>只今の出席委員数は12名です。よって、本会議は委員の過半数にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。また、総会の議事録作成の都合上、委員の皆様がご発言される場合は委員番号と氏名をおっしゃってからご発言をお願いいたします。それでは、森会長がご挨拶申し上げます。</p>
森会長	<会長挨拶>
事務局長	<p>それでは、会議の議長でございますが、坂井市農業委員会会議規則第5条によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、森会長をお願いいたします。</p>
議長	<p>はじめに議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に3番 清兼委員、4番 田中委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第1号「農地の公売参加に係る買受適格証明願の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><説明> 買受適格証明願 1件説明</p> <p>議案第1号について説明します。公売にあたり出願人が農地法3条の許可要件があるかどうかご審議願います。出願人は丸岡町城北 ○○さんで、申請地は坂井町蔵垣内 12筆。すでに昨年度3条許可がでておりますが所有権移転行っておらず、福井市の公売があるとのことで適格証明願いとなったものです。以上ご審議願います。</p>
議長	<p>この議案につきまして、ご意見を伺います。</p> <p>ご意見、ございませんか。</p> <p>無ければ、お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「農地の競売参加に係る買受適格証明願の意見審議について」は許可することに決定してよろしいですか。</p>
各委員	<各委員>異議なしの声
議長	<p>異議がないと認めます。議案第1号は許可することに決定しました。</p> <p>次に議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局説明を求めます。</p>
事務局	<p><説明></p> <p>整理番号1番 申請地は三国町川崎の4,285㎡で譲渡人 埼玉県さいたま市 ○○さんほか1名から譲受人 三国町川崎 ○○さんに所有権移転するもので、許可後の経営面積は300aです。整理番号2番 申請地は丸岡町野中山王の104㎡で、譲渡人 丸岡町野中山王 ○○さんから譲受人丸岡町野中山王 ○○さんに所有権移転するもので、許可後の経営面積は140aです。整理番号3番 申請地は丸岡町一本田中の198㎡で、譲渡人 ○○さんから譲受人 ○○さんに所有権移転するもので、許可後の経営面積は558aです。</p> <p>以上ご審議願います。</p>
議長	<p>それではこの議案についてご意見を伺います。</p> <p>ご意見ございませんか。</p> <p>無ければ、お諮りいたします。</p>

各委員 議 長	<p>議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の意見審議について」は、許可することに決定してよろしいですか。</p> <p><各委員>異議なしの声</p> <p>異議がないと認めます。</p> <p>議案第 2 号は許可することに決定いたしました。</p>
事務局	<p>次に議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局説明を求めます。</p> <p><説 明></p> <p>整理番号 1 番、申請者は坂井町蔵垣内 ○○さん、申請地は坂井町蔵垣内、計 458 m²で、住宅建築を目的に転用するものです。建築面積 143.25 m²です。以上ご審議願います。</p>
議 長 寺嶋委員	<p>それでは、現地確認の報告をお願いします。</p> <p>整理番号 1 番を 16 番 寺嶋委員お願いします。</p> <p>16 番、寺嶋です。整理番号 1 番、新築を予定している土地には以前、農業用小屋がありましたが、すでに西側に移築されております。地元区長、農家組合長とも話合いできており、問題ないと思われま。</p> <p>続いて地元委員のご意見を伺います。</p> <p>整理番号 1 番を 8 番伊藤委員お願いします。</p>
伊藤委員	<p>8 番 伊藤です。</p> <p>当案件は、以前 8 月総会で農舎移転が左に移る作業が終わり、その更地には現在、多少の花が植えられている状況です。雨水等は南側の用水に流す予定で、2 カ所のパイプを利用すると聞いております。前の田も申請者の所有ということで問題ないと思われま。</p> <p>本議案に対するご意見を伺います。ご意見ございませんか。</p>
議 長	<p>それではお諮りします。</p> <p>議案第 3 号は許可相当と認め意見決定してよろしいか。</p>
議 長	<p><各委員>異議なしの声</p> <p>異議がないと認め、議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見審議について」は、許可相当と認め意見決定いたしました。</p>
事務局	<p>次に議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p> <p><説 明></p>
事務局	<p>整理番号 2 番 賃借権設定の案件で、借人は福井市 北陸電力送配電(株)、貸人は坂井町上兵庫 ○○さんほか 4 名です。申請地は坂井町上兵庫、計 45,410 m²のうち 13,330.23 m²です。鉄塔建て替え工事用地として一時転用するものです。整理番号 3 番 賃借権設定で借人は福井市 北陸電力送配電(株)で借人 三国町西今市 ○○さんほか 1 名です。申請地は三国町西今市、計 887 m²です。前案件に同じく鉄塔建て替え工事用地として一時転用するものです。整理番号 4 番 使用貸借権の設定で、借人丸岡町与河 ○○さん、貸人 ○○さんでお二人は親子関係にあります。住宅建築を目的として転用するもので、申請地は丸岡町与河、250 m²で、このうち建築面積 62.71 m²です。こちらは別紙に始末書が提出されており確認をお願いします。整理番号 5 番 賃借権設定の案件で、借人 (株)</p>

羽崎組 貸人 丸岡町今市 ○○さんほか3名です。申請地は丸岡町今市、計 6,747 m²です。砂利採取のために一時転用するものです。整理番号 6 番 譲渡人 春江町江留下屋敷 ○○さんから譲受人 春江町 (株) 豊岡組に所有権移転するもので、申請地は、春江町江留下屋敷、田、549 m²です。駐車場および資材置き場として転用し、使用面積 549 m²です。整理番号 7 番 貸人○○さんと借人○○さんとで使用貸借権を設定する者で、お二人は親子関係です。申請地は坂井町清永、432 m²です。住宅建築を目的として転用するもので建築面積 107.65 m²です。

以上ご審議お願いします。

では現地確認を行った委員の報告をお願いします。

整理番号 2、6 番を 16 番寺嶋委員お願いします。

議 長

16 番 寺嶋です。整理番号 16 番、建て替え 3 カ所のうちの 1 カ所を確認しました。現在は麦が植えられており、麦の刈り取り後に工事に入ると聞いております。現場のすみに水槽を設け、塩ビパイプを排水路までつなぎ、排水すると確認しています。通学路でないということも確認済みです。

寺嶋委員

整理番号 3、7 番を 15 番坪川委員お願いします。

議 長

15 番 坪川です。整理番号 3 番は同じように鉄塔建替え工事、竹田川沿いであり、旧鉄塔の撤去後は大きく堤防が広がるとの説明でした。整理番号 7 番、麦が植えられていましたが麦刈り取り後に建築するとのことで、南側と西側には L 型擁壁を入れ、雨水等は北側道路に流すとのことです。

坪川委員

整理番号 4 番を 13 番田中正信委員お願いします。

議 長

13 番 田中です。整理番号 4 番、申請も許可もなく、外構ができていた問題の案件です。家のローンを組むときに地目農地であったためお金が借りることできないということで、転用が必要と判明したと聞いています。周囲は家が立ち並ぶ住宅街の中に位置するため、建築屋も不動産屋も地目確認を考えないで家を建ててしまったようです。しかし始末書をだして済むという安易なものでなく、1 カ月なり建築差し止めにしてもよいのでないか、という意見が運営員会ででておりました。また、建築業者、不動産業者なりも農地転用の知識を持ってほしいとの意見もありました。

田中委員

整理番号 5 番を 14 番 本田委員が欠席のため事務局の説明を求めます。

議 長

本田委員よりご意見いただいております。申請人である (株) 羽崎組が砂利採取を行うために一年間の一時転用するものです。全体計画は 4 期に分けており、今回申請は 3 期目となっております。申請地はよつば保育園より東に約 300m にある農用地区域にある農地であり、北側、東側は農道、西側は田、南側は排水路となっております。周囲とは適正な保安距離を設け、排水は南側排水路に流入するとのことで、やむを得ないものであると考えますとのことです。

事務局

続いて地元委員のご意見を伺います。

整理番号 2 番を 15 番坪川委員お願いします。

坪川委員

15 番 坪川です。整理番号 2 番、北電送配電が 1 年以上前から地元の説明、説得を行っており、地元の理解も十分あると考えております。

ご審議お願いします。

整理番号 3 番を 10 番大嶋裕一委員欠席のため事務局お願いします。

では 10 番大嶋委員から意見をいただいておりますので説明いたします。

議 長 事務局	<p>申請者である北陸電力送配電株式会社が竹田川の河川拡幅に伴って鉄塔を移設するための工事用地として一時転用の申請となっております。</p> <p>申請地は北側が県道、東側が市道、南側が新鉄塔建設用地、西側が河川用地である農地です。隣接農地はなく、地元関係機関との調整もしていることから何ら問題ないと思っております。</p>
議 長 事務局	<p>整理番号4番を2番 末廣委員ですが欠席の為、事務局の説明をお願いします。</p> <p>では末廣委員からご意見を預かっておりますので、ご説明いたします。</p> <p>本申請は当該地に申請者の住宅を建築するためのものがございます。</p> <p>申請地は登記上、農地でありましたが長年農地として利用しておらず荒れた状態であり、住宅を建築することになったものです。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議 長 中垣内委員	<p>整理番号5番を11番中垣内委員お願いします。</p> <p>11番中垣内です。現地調査委員および事務局説明のとおりです。</p>
議 長 田中委員	<p>整理番号6番を13番田中委員、お願いします。</p> <p>13番田中です。現地調査委員及び事務局説明のとおりです。</p>
議 長 清兼委員	<p>整理番号7番を3番 清兼委員お願いします。</p> <p>3番清兼です。現地調査委員の説明のとおり問題なしと思われま。</p>
議 長	<p>本議案に対するご意見を伺います。ご意見ございませんか。</p> <p>なければお諮りします。原案のとおり認めてよろしいでしょうか。</p> <p><各委員> 異議なしの声</p> <p>議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について」は、許可相当と認め意見決定しました。</p>
議 長 事務局	<p>次に、議案第5号「現況証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> <p><説 明></p> <p>説明に入る前に整理番号1番は、申請地の一部に明らかに農地が残っているため、また、地目変更後の活用もないため、出願人、関係人とも了承の上、取り下げとなっております。整理番号2番 出願人は〇〇さん、証明を受けようとする土地は三国町陣ヶ岡、1,513㎡です。昭和45年に住宅を建築し、以後宅地として一体利用し、現在に至るものです。整理番号3番、出願人は丸岡町野中山王 〇〇さん、証明を受けようとする土地は丸岡町野中山王、204㎡です。昭和47年に住宅を建築し、以後宅地として一体利用し現在に至るものです。整理番号4番 出願人は越前町赤井谷 〇〇さん、証明を受けようとする土地は丸岡町山崎三ヶ、182㎡です。昭和30年頃納屋を建築し、以後宅地として一体利用し現在に至るものです。整理番号5番 出願人は三国町平山 〇〇さん、証明を受けようとする土地は三国町平山、278㎡です。昭和41年に倉庫を建築し以後宅地として一体利用し、現在に至るものです。以上、ご審議お願いします。</p>

議 長	<p>それでは、現地確認の報告をお願いします。</p> <p>整理番号 11 番を 11 番 中垣内委員をお願いします。</p>
中垣内委員	<p>11 番 中垣内です。周辺も山林化しており、非農地と認められます。</p>
議 長	<p>続いて地元委員の意見を伺います。</p> <p>整理番号 11 番を 6 番林委員をお願いします。</p>
林委員	<p>6 番 林です。森林化され非農地として問題ないと思われま</p>
議 長	<p>それではご意見を伺います。ご意見ございませんか。</p> <p>議案第 5 号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p><各委員> 異議なしの声</p> <p>ご異議がないと認めます。</p>
議 長	<p>議案第 5 号「現況証明願について」は、原案のとおり承認いたしました。</p> <p>議案第 6 号「非農地証明願について」、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><説 明>出願人は、越前町 ○○さん。証明を受けようとする土地は丸岡町山崎三ヶ、154 m²です。昭和 49 年頃より現在に至るまで山林となっており農地への復元困難であるため申請されたものです。以上、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>それではご意見を伺います。ご意見ございませんか。</p> <p>議案第 6 号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p><各委員> 異議なしの声</p> <p>議案第 6 号「非農地証明願についてについて」は、原案のとおり承認いたしました。</p>
議 長	<p>続いて議案第 7 号「相続税の納税猶予に関する適格証明願の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> <p><説 明></p>
事務局	<p>出願人は三国町滝谷 ○○さん。亡○○さんの土地を相続するというこ</p> <p>とで、特例適用農地として申請がある土地は、三国町北本町、15,540 m²です。納税猶予の適格かどうかですが、事前に事務局で現地確認を行ったときの写真を付けておりますのでご確認ください。このなかで明らかに竹林等が生い茂り中に踏み込まれないような場所、明らかに耕作していない土地、三国町緑ヶ丘三丁目と三国町つつじが丘は猶予対象地から除きたいと考えます。</p> <p>以上、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>それではご意見を伺います。ご意見ございませんか。</p>
伊藤委員	<p>8 番 伊藤です。令和 3 年にも三国東で同様な納税猶予の適格証明願があったと思います。その時に荒れた土地を外していない記憶なのですが。荒れた土地は対象から除くという運用は、今後もそのような取り扱いになるのでしょうか。</p>
事務局	<p>納税猶予は相続人自ら耕作していることで適格となるため、明らかに耕作していないような農地は証明困難と判断します。</p>
議 長	<p>そのほかご意見ございませんか。ではお諮りします。</p> <p>議案第 7 号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>

<各委員> 異議なしの声

議 長

議案第7号「相続税の納税猶予に関する適格証明願の意見審議について」は、原案のとおり承認いたしました。

農業振興課

続いて議案第8号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。農業振興課の説明を求めます。

<説 明>

利用権設定を受ける者7名、利用権設定する者15名です。次に、その利用権設定面積は、賃借権の設定で、田、新規16筆、21,756㎡、田の更新8筆、2,769㎡です。畑は新規1筆8,421㎡、更新1筆1,657㎡です。田新規更新合わせて26筆34,603㎡です。

議 長

使用貸借権、所有権移転はございません。

それでは、ご意見を伺います。ご意見ございませんか。議案第8号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

<各委員> 異議なしの声

異議がないと認めます。

議案第8号「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり承認いたしました。

それでは、本日の議題はすべて終了しました。